

教育ひょうご

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合 代表者 森 戸 卓 也 健
編集人 小林 俊 健
電話 050(3538)2346
1部15円 年定価360円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2023/11・15
No.2081
第73次兵庫県教育研究会

兵教組執行部

県教委要請行動を実施!

兵教組は11月6日、県教委に対して、給与確定交渉にむけた要請行動をおこなった。

唐津教育次長は冒頭、「皆様方には、兵庫の教育のため、日頃から各種のとりくみにご協力をいただき、また、様々な教育課題にご尽力をいただいていること、この場をお借りして感謝申し上げます」と述べ、「現在、人事委員会の報告および勧告、国や他府県の動向、本県の財政状況として皆様方からの要求内容などを勘案し、検討をすすめているが、本日の段階では、皆様方にお示しできる具体的な成果が得られておらず、具体的な回答を申し上げることができない」とし、現時点の検討状況や課題として認識していることにつ

いてあきらかにした。その中で、昨年から継続課題であった特別昇給について、この10月に県の職員団体と知事部局とで合意に至った内容について説明があった。

「特別昇給について」 「制度特昇」のあり方について見直すこととし、具体的には、行政職の4級調整、5級調整および6級調整を2024年1月以降の昇給期から実施しないこと。あわせて、査定昇給制度の加算実施枠を大幅に拡大する。一方で、制度特昇のうち、①10年勤続加算、②20年勤続加算に相当する永年勤続表彰加算、③30年勤続加算については、引き続きこうした勤続年数を十分評価した取

り扱いをおこなう。これらの制度については、学校現場の特性も総合的に考慮の上、どのような対応ができるのか慎重に検討をおこなっていく。

「病気休暇について」 地方公務員の勤務時間、休暇等については、地方公務員法第24条第4項により、国および他の地方公共団体との権衡を失しないよう定められており、国からも、2022年12月26日づけの総務省公務員課長通知において改めて指導を受けている。

最近では働き方改革の一つとして、休暇制度の充実も要素であることは国も一定認識しているところではあるが、休暇制度で「あまりにも長すぎるもの」については、県民への説明責任を果たす観点から、国から見直しをもとめられ続けている。本県において、国から「あまりにも長すぎるもの」として長年指摘され続けているのが、精神疾患による病気休暇の取得期間である。本県の精神疾患に係る病気休暇は、在職期間に応じて最大2年間の病気休暇の取得が可能となっている。これに対して、国は病気休暇の取得原因を問わず取得期間は最大90日までとされて

おり、他府県を見ても、取得期間は最長でも180日で、本県の最大2年間が突出した状態にある。教職員の皆さんが心の健康を保ち、その能力を十分に発揮されることは、教育活動にとりくんでいただく上で重要であり、そのための療養も一定必要であることは認識しているが、こういった国や他府県の状態をふまえると、精神疾患を原因とする病気休暇のあり方

について、今一度見直すべきではないかと考え、検討を重ねている。これに対し、松浦書記長は、人事委員会の報告・勧告に関わって人事委員会からの口頭伝達事項の確認をもとめ、その後、次の点について兵教組の考えを伝えた。

1. 月例給・特別給
2. 再任用職員の給与
3. 勤勉手当の成績率・特別昇給のあり方
4. 未配置問題の解消

特に特別昇給のあり方については、「知事部局において人事評価制度の見直しに合わせて検討されたものであり、学校現場、特に学務職員のおかれている環境や働き方はまったく違う。再度、学校現場の特性を十分に考慮し、誠意ある検討をもとめる」と述べた。また、病気休暇については、学校の厳しい勤務環境をもとに、「今、検討する必要がある。最優先すべきは安心して働ける職場環境づくりやそのための人材確保、業務削減である」と訴えた。

また、小林中央執行部委員長から、「各学校現場において、懸命にとりくんでいる管理職をはじめとする教職員が使命と誇りを持って働き続けることのできる、そしてこの間の労苦に報いるような、私たちが合意できる成案」をもとめた。教育次長は「本日の時点では、具体的な回答をお示しすることができない。いただいたご意見も十分にふまえた上で上層部とも協議し、引き続き検討をすすめていく」と回答し、要請行動を終えた。

※詳細は 闘争速報No.6を参照



「あまりにも長すぎるもの」として長年指摘され続けているのが、精神疾患による病気休暇の取得期間である。本県の精神疾患に係る病気休暇は、在職期間に応じて最大2年間の病気休暇の取得が可能となっている。これに対して、国は病気休暇の取得原因を問わず取得期間は最大90日までとされて



10月29日、神戸市教育会館にて幼児教育部学習会が開催され、幼児教育部組合員と県内各地域組合の小・中学校在籍の組合員60人が参加した。藤井理恵子幼児教育部長のあいさつ後、生活指導部会協力研究所員・住友剛さんによる『幼年期の子どもの人権感覚を育むには「子どもの権利条約」の趣旨をふまえて考える』と題した講演がおこなわれた。その後のグループ討議、全体交流を通じて、幼児教育部組合員の教育・保育にかける思いや、小学校等との接続について共有することができた。

参加者アンケートより ・今関わっている子どもの姿や保育を4つの権利の視点で見つめ直すことで、新たな課題や大事にしたいことを改めて考え直すことができたように感じる。子ども園で勤務している1日目のほとんどを子ども園で過ごしている子どももおり、その子たちの休む権利はどこで確保するべきなのだろうと、改めて1日の過ごし方を見直すきっかけとなった。

・保幼小連携を子どもの権利条約からとらえることは、考えたことがなかった。新たな視点を持つことができた。守られると育てるのバランス感覚が大切だと思った。どんな経験を経て小学校に入学しているのか情報共有しながらカリキュラムを組み立てたい。

・子ども園の教職員からの子ども主体性を大切に

したとりくみを聞くことができ、小学校でも取り入れられる工夫が多々あり、勉強になった。また、主体性を育む上で、関わる教職員一人ひとりのとらえ方や、どこからどこまでといった悩みも共有できた。

様々な種類の教職員といろいろな話ができて、子ども園や幼稚園で遊びの中の学びが小学校での学びにつながるのだと、気づきも多く、有意義な時間となった。

幼児教育部 学習会

グループ討議の様子



グループ討議の様子

5. 勤務時間の適正化・業務削減

6. 採用試験のあり方

7. 精神疾患による病気休暇の取得期間

8. 再任用短時間勤務制度

9. 管理職手当の即時回復

10. 再任用短時間勤務制度

11. 管理職手当の即時回復

12. 管理職手当の即時回復

(一財)兵庫県学校厚生会 貸付のご案内

教育・出版貸付

- 国内の高等学校以上の 入学資金
10万円 ~ 200万円
(10万円単位)
- 国内の高等学校以上(予備校含む)の 在学資金
10万円 ~ 100万円
(10万円単位)
- 他の金融機関の教育ローン・奨学金の返済資金
10万円 ~ 300万円
(10万円単位)

*教育ローンの残高、奨学金残高の範囲内

金利: **0.90%**
固定金利

自動車貸付

- 自動車・自動二輪(原付含む)の購入資金
- 車の修理費用
- 車検費用(上限20万円)
- 運転免許の取得費用(自動車教習所:上限30万円)
- 他の金融機関の自動車ローンの借替え

10万円 ~ 500万円
(10万円単位)

*注文書等、自動車ローンの残高の範囲内

資金使途が「他の金融機関の自動車ローンの借替え」の場合のみ事後書類が必要です。完済証明書(写)など事実を証明できる書類をご提出ください。

問合せ先 (一財)兵庫県学校厚生会 信用共済課 貸付係 Tel(078)331-9974

第73次兵庫県教育研究集会

いきる つながる みちひらく ~自立と連携・共生の学びと教育~

▶全体会シンポジウムの様子



▲分科会 (相生市・中央小学校)



▲分科会 (宍粟市・はりま一宮小学校)



▲分科会 (佐用町・上月中学校)

11月11日と12日の2日間、第73次兵庫県教育研究集会が開催された。11日は、中西播地区3会場で分科会をおこなった。参加者からのリポート報告をもとに、子どもの実態をもとにした実践の交流や、活発な討議がおこなわれた。12日の全体会は、たつの市立総合文化会館(アークホール)と各地域組合サテライト会場で開催した。(左記参照)

全体会

主催者を代表して、森戸卓也兵庫教育文化研究所所長・兵庫県教職員組合中央執行委員長より、あいさつがあった。(要旨) 来賓として、福永明連合兵庫会長、藤原俊平兵庫県教育長、内海英俊たつの市PTA協議会会長よりあいさつをいただいた。

教育シンポジウム

記念シンポジウムでは、コーディネーターに生活指導部会協力研究所員・新井肇さん、シンポジストに生活指導部会研究所員・三谷洋平さん(神崎)、元防災教育部会研究所員・中玉利展子さん(姫路)、スクールソーシャルワーカー・三浦知子さん、スクールカウンセラー・山本典子さん、県教育委員会義務教育課

分科会

「子どもを中心にすえたわかる授業、楽しい学校づくり」として11分科会、「地域と手をたずさえて、子ども・保護者の願う教育改革」として12分科会、そして特別分科会「生きる力を



森戸卓也研究所所長・中央執行委員長あいさつ(要旨)

「子どもを中心にすえたわかる授業、楽しい学校づくり」として11分科会、「地域と手をたずさえて、子ども・保護者の願う教育改革」として12分科会、そして特別分科会「生きる力を

長・大久保拓哉さんを招き、「『不登校対策』を今、考える」子どもに寄り添う支援のあり方とは」と題したディスカッションがおこなわれた。今回のシンポジウムでは、子どもたちや学校現場の現状を話し合いながら、学校・福祉・行政がどのように繋がっていくかを考え、これからは「兵庫の教育」について参加者全員で共有する場となった。(詳細は別号で)

「育む教育」の24分科会で構成し、分科会から地域教研へと積み上げてきた教育実践を交流した。今次教研には、総計28本のリポート(うち地域リポート26本)が報告され、それをもとに討議を深めた。(詳細は別号で)

ヤングケアラーや感染症による新たな人権問題、GIGAスクール構想における1人1台端末の活用など、さまざまな課題への組織的な対応がもたられている。しかし、現在の学校現場は、学期が進行するごとに、教職員未配置が拡大し、子どものゆたかな学びと育ちにも影響が出ている。兵庫教育文化研究所が今年度実施した教育課程実態調査の結果からも、不登校・不登校傾向の子どもたち

に寄り添った対応がしたくてもできないという状況が見られる。中教審「質の高い教師の確保特別部会」が8月末に「緊急提言」を取りまとめたが、6月に閣議決定された国の次期「教育振興基本計画」の柱でもある「子どもや教職員をはじめとする学校全体、そして日本社会に根差したウェルビーイングの向上」とは

程遠い学校現場の状況と言わざるを得ない。教育シンポジウムでは、現在、大きな課題となっている「不登校」について、資料にも入れているが、「兵教組第6次提言」でも提起している、「誰一人取り残されることなく、すべての子どもに寄り添う学校」、また「子どもが安全で安心できる『居場所』としての学校」という視点のもと、兵庫の子どものための「兵庫の教育」について考える場にしたと思っています。日本が批准している「子どもの権利条約」の「子どもの最善の利益の保障」を具現化するために、参加者の皆さんと一緒に学び合い、語り合い、そして思いを共有する中で、これまでのとりのくみを問い直す機会とした。

持ち家の方も、賃貸の方も、家財契約があるか確認しましょう!



家財の備えも重要です!

たとえば
落雷で家電が
壊れてしまったら…
※建物には損害がなく、家財のみ
損害があった場合

火災共済から

家財契約があると

家財契約がないと

火災共済

住宅災害等給付金付火災共済

自然災害共済

※自然災害共済は単独ではご契約いただけません。火災共済と同口数でのセット契約となります。

契約合計口数 × 1,000円
または
実際の損害額
いずれか少ない額が
支払われます。

補償はありません。

教職員共済

(資料請求・お問い合わせは)
教職員共済生活協同組合
兵庫県事業所

〒650-0004
神戸市中央区中山手通4丁目
10-8 ラッセホール4F

電話 (078) 221-9730

FAX (078) 221-1199



掛金のお見知りもWEBでカンタン!
教職員共済
<https://www.kyousyokuin.or.jp/>

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください、制度内容をご確認ください。

承 20-56-04 (2007)